

公立大学法人京都市立芸術大学の特定プロジェクト推進のための特任研究員等
に関する規程

(平成24年12月3日理事長決定)

(平成25年3月7日一部改正)

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人京都市立芸術大学（以下「法人」という。）の特定のプロジェクトを推進するため、特任研究員及び特任教員（以下「特任研究員等」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(身分)

第2条 特任研究員等は、非常勤の職員とする。

(定義)

第3条 特任研究員等の定義は次の各号に掲げるものとする。

- (1) 特任研究員は、外部資金に基づく特定のプロジェクト（以下「特定プロジェクト」という。）の推進のため、専ら研究に従事する者
- (2) 特任教員は、特定プロジェクトの推進のため、教育及び研究に従事する者

(職階)

第4条 前条第2号の特任教員には職階を付与する。

- 2 特任教員に付与する職階は、特定プロジェクト推進特任教授、特定プロジェクト推進特任准教授及び特定プロジェクト推進特任講師とする。

(職階付与基準)

第5条 特任教員の職階付与の基準については、法人の教員選考基準（以下「選考基準」という。）に準じるものとし、付与する職階に応じて以下の各号に掲げるものとする。

- (1) 特定プロジェクト推進特任教授は、選考基準第2条に基づく教授に相当するものとする。
- (2) 特定プロジェクト推進特任准教授は、選考基準第3条に基づく准教授に相当するものとする。
- (3) 特定プロジェクト推進特任講師は、選考基準第4条に基づく講師に相当するものとする。

(任期)

第6条 特任研究員等の任期は一の会計年度以内とし、期間の更新は妨げない。ただし、特任研究員等が従事する特定プロジェクトの期間を超えることはできない。

(選考)

第7条 特任研究員等は、当該特定プロジェクトを担当する教員の推薦に基づき、教授会又は研究科委員会において選考し、理事長が決定する。ただし、全学的な特定プロジェクトに携わる場合には、教授会又は研究科委員会の議を経て教育研究審議会において選考し、理事長が決定する。

(雇用契約)

第8条 特任研究員等は、法人との間で雇用に関する契約を締結する。

(報酬等)

第9条 特任研究員等の報酬については、別に定める。

2 交通機関を利用して通勤する者には、当該通勤に係る費用を支給する。ただし、勤務1日につき10,000円を限度とする。

3 特任研究員等の勤務時間その他勤務条件については、この規程に定めるほか、公立大学法人京都市立芸術大学非常勤嘱託員就業規則を準用する。

(その他)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、決定の日から施行する。

附 則

この規程は、決定の日から施行する。